

○果樹共済標準収穫量等設定準則

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十九号)

(最終改正…令和四年三月二日農林水産省告示第五百十三号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第二百二十二条(附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二百二十四条及び第二百二十六条の規定に基づき、果樹共済標準収穫量等設定準則を次のように定める。

果樹共済標準収穫量等設定準則

第一 収穫共済の標準収穫量

- 1 農業保険法(昭和二十二法律第百八十五号。以下「法」という。)、第百四十八条第一項第一号の標準収穫量(以下「標準収穫量」という。)は、次の各号に掲げる引受方式(農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第百十九条第一項(規則附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する引受方式をいう。)に依り、当該各号に定める数量とする。

一 全相殺減収方式（規則第百十九条第一項第一号に規定する全相殺減収方式をいう。以下同じ。） 過去五年間（隔年結果のある共済目的の種類にあつては、過去五年間又は六年間）における次に掲げる数量を基礎として果実の年産ごと、申込者（法第百四十七条の規定により共済関係の成立の申込みをした者をいう。以下同じ。）ごと及び類区分（法第百四十八条第一項に規定する収穫共済の共済目的の種類をいう。以下同じ。）（同条第五項の規定により農林水産大臣が細区分を定めた類区分については、当該細区分。以下「類区分等」という。）ごとに組合等（法第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）が定める単位面積当たり標準収穫量に、当該申込者の当該類区分等に係る栽培面積を乗じて得た数量

イ 当該申込者からその生産した果実について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者の当該委託又は売渡しに係る資料（以下「出荷資料」という。）に基づく当該申込者の当該類区分等に係る収穫量

ロ 当該申込者の青色申告書（規則第八十七条第三項第二号に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）及びその関係書類に基づく当該申込者の当該類区分等に係る収穫量

ハ 当該申込者の規則第百十九条第三項第三号に規定する書類、同号に規定する帳簿及びこれらの関係書類に基づく当該申込者の当該類区分等に係る収穫量

二 全相殺品質方式（規則第百十九条第一項第二号に規定する全相殺品質方式をいう。以下同じ。）
過
去五年間（隔年結果のある共済目的の種類にあつては、過去五年間又は六年間）における前号イに掲げる数量又は過去五年間（隔年結果のある共済目的の種類にあつては、過去五年間又は六年間）における前号ロに掲げる数量を基礎として、果実の年産ごと、申込者ごと及び類区分等ごとに組合等が定める単位面積当たり標準収穫量に、当該申込者の当該類区分等に係る栽培面積及び標準品質指数（当該単位当たり標準収穫量が前号イに掲げる数量を基礎とする場合にあつてはイに掲げる指数、前号ロに掲げる数量を基礎とする場合にあつてはロに掲げる指数をいう。）を乗じて得た数量

イ 組合等の区域内において過去二年間に収穫された当該類区分等に係る果実の平均的な品質の程度に
対する、当該申込者が当該二年間に収穫した当該類区分等に係る果実の品質の程度の比として当該組合
等が定める指数

ロ 当該申込者が過去五年間に収穫した当該類区分等に係る果実の品質の程度として当該組合等が定める指数

三 半相殺方式（規則第百十九条第一項第三号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）及び樹園地方式（規則附則第十一条第二項に規定する樹園地方式をいう。以下同じ。） 果実の年産ごと、樹園地ごと、類区分ごと及び樹齢ごとに組合等が定める単位面積当たりの標準的な収穫量に当該樹園地の類区分ごと及び樹齢ごとの栽培面積を乗じて得た数量を当該樹園地及び当該類区分等につき合計して得た数量（以下「樹園地別標準収穫量」という。）を、当該申込者及び当該類区分等につき合計して得た数量

四 地域インデックス方式（規則第百十九条第一項第四号に規定する地域インデックス方式をいう。） 過去五年間（隔年結果のある共済目的の種類にあつては、過去六年間）における統計単収（規則第九十条に規定する統計単収をいう。）を基礎として果実の年産ごと、統計単位地域（規則第九十六条第一項に規定する統計単位地域をいう。以下同じ。）ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たりの標準的な収穫量に、統計単位地域ごとの当該申込者の当該類区分に係る栽培面積及び樹齢構成係数を乗

じて得た数量を、当該申込者及び当該類区分につき合計して得た数量

2 前項第三号の単位面積当たりの標準的な収穫量は、組合等ごと、類区分（品種、地域、栽培条件、植栽形態等の要因により収穫量に著しい差がある類区分につき当該要因に応じて区分が定められたときは、その区分）ごと及び樹齢ごとに、平均的な園地条件及び肥培管理の下における単位面積当たりの標準的な収穫量を定めた表（以下「標準収量表」という。）並びに年産別適用係数を基礎として定めるものとする。

3 前項の年産別適用係数は、第一号に掲げる数量の第二号に掲げる数量に対する割合とする。

一 果実の年産ごと、組合等ごと及び類区分ごとに農林水産省経営局長が定める単位面積当たり収穫量

二 標準収量表に基づく組合等ごと、類区分ごと及び樹齢ごとの単位面積当たりの標準的な収穫量を組合等の類区分ごと及び樹齢ごとの栽培面積により加重平均して得た数量

4 第一項第四号の樹齢構成係数は、統計単位地域ごと、申込者ごと及び類区分ごとに、第一号に掲げる数量の第二号に掲げる数量に対する割合を、申込者の樹齢ごとの栽培面積又は植栽本数により加重平均して得た割合とする。

一 標準収量表に基づく統計単位地域ごと、類区分ごと及び樹齢ごとの単位面積当たりの標準的な収穫量

二 前号に掲げる数量を当該統計単位地域の類区分ごと及び樹齢ごとの栽培面積又は植栽本数により加重平均して得た数量

5 全相殺減収方式に係る標準収穫量は、第一項第一号に規定するもののほか、次に掲げる数量を基礎とすることができる。

一 樹園地別標準収穫量（当該樹園地の当該類区分等に係る園地条件又は肥培管理の状況が把握できる場合にあっては、樹園地別標準収穫量に、果樹共済基準収穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百五十号。次項において「基準収穫量準則」という。）第一第一項第二号に規定する園地条件指数又は同号に規定する肥培管理指数を乗じて得た数量）を、当該申込者及び当該類区分等につき合計して得た数量

二 第一項第四号に定める数量

6 半相殺方式及び樹園地方式に係る標準収穫量は、第一項第三号に規定するもののほか、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該各号に定める数量を基礎として算出される数量とすることができる。

一 当該樹園地の当該類区分等に係る園地条件又は肥培管理の状況が把握できる場合 樹園地別標準収穫量に、基準収穫量準則第一第一項第二号に規定する園地条件指数又は同号に規定する肥培管理指数を乗じて得た数量を、当該申込者及び当該類区分等につき合計して得た数量

二 当該申込者の当該類区分等に係る収穫量を出荷資料から把握できる場合又は青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる場合 第一項第一号に定める数量

第二 収穫共済の基準生産金額

法第四百四十八条第三項の基準生産金額（以下「基準生産金額」という。）は、次に掲げる金額のいずれかを基礎として果実の年産ごと、申込者ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たり基準生産金額に、当該申込者の当該類区分に係る栽培面積を乗じて得た金額とする。

一 過去五年間における出荷資料に基づく当該申込者の当該類区分に係る生産金額

二 過去五年間における当該申込者の青色申告書及びその関係書類に基づく当該申込者の当該類区分に係る生産金額

第三 樹体共済の共済価額

1 法第四百四十八条第六項の共済価額は、樹齡区分（共済目的の種類ごとに別表の樹齡区分の欄に掲げる区分をいう。以下同じ。）ごと及び共済目的の種類ごとの標準収穫金額に当該樹齡区分に対応する換算係数（共済目的の種類ごとに別表の換算係数の欄に掲げる係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額を、当該申込者及び当該共済目的の種類につき合計して得た金額とする。

2 前項の樹齡区分ごとの標準収穫金額は、樹齡区分ごと及び類区分ごとの標準収穫金額を当該樹齡区分及び当該共済目的の種類につき合計して得た金額とする。

3 前項の樹齡区分ごと及び類区分ごとの標準収穫金額は、樹齡区分ごと及び類区分ごとの標準的な収穫量に、法第四百四十八条第一項第一号の果実の単位当たり価額を乗じて得た金額とする。

4 前項の樹齡区分ごと及び類区分ごとの標準的な収穫量は、同項の年産の果実に係る第一第一項第三号又は第一第六項の規定により算出される数量を、栽培面積、植栽本数等を勘案して当該申込者の樹齡区分ごと及び類区分等ごとに配分して得た数量とする。

5 当該申込者と組合等との間に全相殺減収方式又は全相殺品質方式による収穫共済の共済関係が成立している場合における第三項の樹齡区分ごと及び類区分ごとの標準的な収穫量は、前項の規定にかかわらず

、第一第一項第一号又は第二号に定める数量を、栽培面積、植栽本数等を勘案して当該申込者の樹齡区分ごと及び類区分等ごとに配分して得た数量とする。

6 当該申込者の生産する果実の生産金額を出荷資料から把握できる場合又は青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる場合における第二項の樹齡区分ごと及び類区分等ごとの標準収穫金額は、第三項に定めるもののほか、当該申込者に係る生産金額を、栽培面積、植栽本数等を勘案して樹齡区分ごと及び類区分等ごとに配分して得た金額とすることができる。

7 当該申込者と組合等との間に災害収入共済方式（規則第一百九条第一項第五号に規定する災害収入共済方式をいう。）による収穫共済の共済関係が成立している場合における第二項の樹齡区分ごと及び類区分等ごとの標準収穫金額は、第三項及び前項の規定にかかわらず、当該申込者に係る基準生産金額を、品種、栽培面積又は植栽本数、樹齡等を勘案して樹齡区分ごと及び類区分等ごとに配分して得た金額とする。

第四 関係機関の助言等

組合等は、標準収穫量、基準生産金額又は法第四百四十八条第六項の共済価額を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事

務局農林水産部その他国の関係機関の助言等を受けるものとする。

(平成三〇農水告二三一二・一部改正)

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一〇月一九日農林水産省告示第二三一二号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月二日農林水産省告示第五百十三号) (抄)

(施行期日)

1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

(収穫共済に関する経過措置)

3 この告示による改正後の平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十号、果樹共済損害認定準則、

果樹共済標準収穫量等設定準則及び果樹共済基準収穫量等設定準則の規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する収穫共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適

用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する収穫共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

